第

1890

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 9月 14日 金曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 「アンミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

発行所

## △ 遺産分割協議書のサイン

**A**:どうしても自署ができない場合は、他 人が代わって署名することもやむを得ません。

## 【解説】

遺産分割協議書を作成して各人が署名押印する場合、署名は可能な限り自署(サイン)で、また押印は必ず実印(印鑑登録印)を押捺し、それに印鑑証明書を添付します。

ご質問の場合のように、どうしても自署 (サイン)ができない相続人がいる場合は、 遺産分割内容について本人の意思確認をした 後、他人が代わって署名 (記名) することも やむを得ませんが、そこに押印するのは必ず 実印とし、かつ、印鑑証明書も添付してもらってください。







